

ユアサイドニュース 2月号

労働災害には、業務が原因の「業務災害」、通勤が原因の「通勤災害」があります。

今回は、業務災害発生時にユアサイドへご連絡頂きたい事項についてご案内します。

① 業務災害発生時（療養の給付請求書（様式5号）の提出）

業務災害が発生した場合、まずは医療機関で受診をお願い致します。その際、窓口で業務災害であることをお伝えください。医療機関が労災指定病院である場合は無料で診察を受けることができます。指定病院以外の場合は一度窓口で立て替える必要があります。健康保険を利用して労災保険の給付を受けることは出来ませんのでご注意ください。また、事故発生後速やかに災害の原因及び発生状況などをご連絡ください。ご連絡を頂いた後に労災連絡票をお送りしますので、必要事項を記入し担当まで送り返してください。連絡票を基に医療機関へ提出する、療養補償給付たる療養の給付請求書（様式5号）を作成しお送りします。

② 4日以上休業時（休業補償給付支給請求書（様式8号）の提出）

休業補償給付が業務災害による休業4日目から支給されます。

（休業補償給付とは、業務災害で働けない場合に労災保険から支給される給付です。）

1日につき平均賃金の60%+休業特別支給金20%=合計80%が支給されます。

書式には「診療担当者の証明」欄があり、主治医から傷病の箇所、経過などについての証明を受ける必要があります。書式をお送りしますので、主治医の証明を受けた後に担当まで送り返してください。ユアサイドで作成の上、管轄労働基準監督署に提出します。

③ 平均賃金の算定について

前述した休業補償給付支給申請書（様式8号）を作成する際には、直近3か月の賃金から割り出した一日あたりの額（平均賃金）を記載する必要があります。この額が休業補償給付の算定基礎になります。算定の為、過去3か月の賃金台帳を担当までお送りください。

④ 死傷病報告書の提出

休業4日以上の場合、管轄労働基準監督署に死傷病報告書(様式第23号)を提出する必要

があります。こちらの作成、提出もユアサイドで行いますのでご安心ください。

⑤ 受診する医療機関が変更になる場合

職場で災害にあい職場近くの病院を一度受診した後などでも、希望する病院へ変更することが出来ます。治療を受ける医療機関を変更する場合、指定病院等変更届（6号様式）を提出する必要があります。作成、提出はユアサイドで行いますので、その場合も担当までご連絡をお願いいたします。

今回は業務災害発生時の対応についてご紹介しました。

普段からおおまかな流れを把握しておくことで、災害発生時の迅速な手続きにつながります。また、日頃から事故防止の意識を持つことも重要です。その他、業務災害に関するご質問等があれば担当までお問合せください。